令和4年度

行政監查結果報告書

令和5年9月 北海道監査委員

序	•	章	実施	既要	等																											
第	1	節	監査結	果報	告			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	節	監査の	概要	į		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		1	監査対	象年	度			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		2	監査対	象剖	易			•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		3	監査実	施力	法			•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		4	監査実	施期	間			•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	1	章	テー	マ設	定:	分	に	係	る	監	査	:																				
第	1	節	監査テ	-7	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	2	節	監査の	目的	及	び	着	眼	事	項			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	3	節	監査の	対象	ع ب	し	た	公	の	施	設	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		1	対象施	設の	選	定			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		2	関係人	調査	対	象	施	設	の	選	定				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第	4	節	監査結	果等	\$		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		1	安全点	検が	適	切	に	行	わ	れ	て	٧١.	るな)7		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		2	利用者	の安	全	対	策	が	適	屻	に	講	じら	5 th	て	٧V	る	か)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
		3	訓練等	が追	i切	に	実	施	さ	れ	て	٧١.	るな),		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
											_			, 14	÷ ⇒ль	17	核	ス	#	A	烘	珥珥	17	_	١.			- r-	₩:	如	Ħ	
		4	指定管	理者	制	度	が	導	入	さ	n	7	いく	つ)	放	1	尔	J	丛	土	Ħ	埋	(-	ر•	۷,	(`	川	官	ㅁㅂ	炣	
			指定管 指定管													(<u>`</u>	你	٠ •	女	•	•	些	٠.	٠,	•		•	<i>Э</i> Т •	售.	up	间•	37
第	5															•	· 757	ა •	女 ·	土 •	•	· •	•	• ·	•	•	•	<i>Э</i> Т •	信	•	问 ·	37 38
第	5	ح	指定管														· •	ა •	女 · ·	±	•	· ·	•	• •	•		•	げ ・	售.	•	何••	
第		と 節	指定管	理者・												•	•	ა •	女 · ·	•	•	· ·	•	•	•		•	P)T •	售.	•	· · ·	
第		と 節 参考	指定管 所見	理者・												•	•	ູດ •	女 · · · ·	· ·	•	· •	•	•				P)T • •	官.	•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第		と 節 参考	指定管 所見 資料 >	理者・													· / / / · · · · · · · · · · · · · · · ·	٠ •	女 · · · ·	· ·	•	· •	•	• • •				<i>Р</i> Л			· ·	38
	<	と 節 参考	指定管 所見 資料 >	理者 • 覧	間・	の ・	共 •	有 ·	が・	さ・・・	れ [・] ・	て! ·	いる ・	るか · ·			•			•		· · ·	•	• • •	•			Р Л	官		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38
第	< 5 2	節 参考 関係	指定管 所見 資料之 規定	理者・覧マ設	間・	の・・・分	共 · · · 以	有 ·	が・	さ・・・	れ [・] ・	て! ·	いる ・	るか · ·			•			•		· · · · · ·						Р Т • • • • •	官		川 · · · · ·	38
第第	 5 2 5 1	節 参関 章	指所 資規 テー	理者・覧を対して着いる。	間・定事	の・・・分	共 · · · 以	有 ·	が・	さ・・・	れ [・] ・	て! ·	いる ・	るか · ·			•			•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						P/T · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	官 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		川 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38
第第	 5 2 5 1	節 参関 章節 :	指所 資規 テ監 一査	理 覧 字着果	間・定事	の・・・分項	共 · · · 以 ·	有 · · 外 ·	が・・・の・・	さ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	れ・・・般・・	て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いる.	5 か ・		・ ・ ・ ・	·· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · る· ·	· · · 監· ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	些 ····						M	官・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		问・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38 40 41
第第	 5 2 5 1	節 参関 章節節	指所 資規 テ監監	理 覧 マ着果人 設	間・定事報	の · · · 分項 · を	共· · 以 · 含	有・・・外・む	が・・・の・・書	さ・・・ 一・・類	れ・・・般・・の	て・・・行・・保	い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る 事 ・・ 道	、 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ ・ ・ ・	·· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · る· ·	· · · 監· ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	些 ······						Л	官 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		问 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38 40 41 41
第第	 5 2 5 1	節 参関 章節節1	指所 資規 テ監監特定見 料定 一 査査定	理 覧 才着果人報者:	間 · 定事 報取	の・・・ 分項 を扱	共・・・・以・含い	有・・・外・むが	が・・・・ の・・書適	さ・ ・ 一・・類切	れ・・・般・・ので	て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	か・ 事・・適の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・で・・で	・・ ・ 係・・な・	・・・・・る・・い・	・・・・・ 監・・も・	・・ ・ 査・・の・								が ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	官····································		间 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38 40 41 41 41
第第	 5 2 5 1	節 参関章節節12	指所 資規 テ監監特個定見 料定 一査査定人	理 覧 マ着果人報車者・	間 · 定事 報取公	の・・・ 分項 を扱用	共・ ・ 以 ・含い使	有・・・外・むが用	が・ ・ の・・書適に	さ・ ・ 一・・類切係	れ・・・・般・・のでる	て・・・・行・・保な手	い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る・ 事・・ 適のが	、 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・ に・・で 切	・・・・・ 係・・な・で	・・・・・ る・・い・な	・・・・ 監・・も・い	・・ ・ 査・・の・も	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											38 40 41 41 41 41
第第	 5 2 5 1	節 参関章節節123	指所 資規 テ監監特個自定見 料定 一査査定人家管 ~一 一の結個情用	理 覧 マ着果人報車の者・	間・定事・報取公転	の・・・ 分項 を扱用命	共・ ・ 以 ・含い使令	有・・・外・むが用時	が・ ・ の・・書適にに	さ・ ・ 一・・類切係お	れ・・・・般・・のでるけ	て・・・・行・・保な手る	い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	か・ 事・・適のがの	、 · · · 務 · · 切 · 適飲	・・・・・ に・・で 切酒	・・・・・ 係・・な・で状	・・ ・ る・・い・な況	・・・・・ 監・・も・いの	・・・・・ 査・・の・も確	・・・・・・・の認	・・・・・・・が	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									38 40 41 41 41 41 41
第第	 5 2 5 1	節 参関 章節節1234と 考係	指所 資規 テ監監特個自公定見 料定 」 査査定人家用管 ~~ 」 の結個情用車	理 覧 マ着果人報車のび者・	間 · 定事 報取公転認	の・ ・ 分項 を扱用命記	共・ ・ 以 ・含い使令録	有・ ・ 外 ・むが用時票	が・ ・ の・・書適ににに	さ・ ・ 一・・類切係お確	れ・・・般・・のでるけ認	て・・・・行・・保な手る内	い・・・・ 政・・管い続職容	か・ 事・・適のがの	、 · · · 務 · · 切 · 適飲	・・・・・ に・・で 切酒	・・・・・ 係・・な・で状	・・ ・ る・・い・な況	・・・・・ 監・・も・いの	・・・・・ 査・・の・も確	・・・・・・・の認	・・・・・・・が	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									38 40 41 41 41 41 42
第第	 5 2 5 1	節 参関 章節節12345と 考係	指所 資規 テ監監特個自公酒定見 料定 ・査査定人家用気管 ~)の結個情用車帯	理 覧 マ着果人報車のびの者・ 設 眺等情のの遅確管	間 · 定事 報取公転認理	の・ ・ 分項 を扱用命記が	共・ ・ 以 ・含い使令録適	有・ ・ 外 ・むが用時票切	が・ ・ の・・書適にににで	さ・ ・ 一・・類切係お確な	れ・・・・般・・のでるけ認い	て・・・・行・・保な手る内も	い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る. 事. いるのき 食をかっ 事. ・・ 適のがの記	、· 務··切 適飲録·	・・・・ に・・で 切酒し・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・ ・ る・・い・な況い・	・・ ・ 監・・も・いのな・	・・ ・ 査・・の・も確い・	・・・・・・・・の認も・	· · · · · · · · がの・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	切 .	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · ·				38 40 41 41 41 41 42 42

序 章 実施概要等

第1節 監査結果報告

北海道監査委員監査基準に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定した。

第2節 監査の概要

テーマを定めて監査を実施したほか、当該テーマ以外の一般行政事務についても監査を実施した。

1 監査対象年度

令和3年度及び令和4年度(必要に応じて他の年度も対象とした。)

2 監査対象部局(413部局)

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部(各部の出先機関を含む。)、出納局、各総合振興局・振興局(各振興局の出先機関を含む。)、企業局、道立病院局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁・各教育局(所管機関及び出先機関を含む。)、警察本部(各方面本部、警察学校及び各警察署を含む。)

3 監査実施方法

定期監査と同時に実地又は書面により監査を実施した。

なお、テーマ設定分については、監査対象部局における事務の状況等を把握するため、監査対象とした342施設に対して、令和4年3月31日を基準日として資料の提出を依頼し、これを踏まえて現地確認による実地監査を120施設、書面による監査を222施設について実施した。

4 監査実施期間

令和4年9月から令和5年7月まで

第1章 テーマ設定分に係る監査

第1節 監査テーマ

公の施設等の安全管理について

第2節 監査の目的及び着眼事項

平成23年の東日本大震災をはじめ、平成30年の北海道胆振東部地震など、近年、想定をはるかに超える地震や豪雨などの自然災害が発生しており、道民が利用する公の施設等については、利用者の安全確保と適切な管理の重要性が更に高まっている。

また、道では、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等に公の施設の管理を行わせる指定管理者制度を導入している。

ついては、公の施設等の適切な安全管理に資することを目的に、安全点検が適切に行われているか等、次の点に着眼して監査を実施した。

- 1 安全点検が適切に行われているか
- 2 利用者の安全対策が適切に講じられているか
- 3 訓練等が適切に実施されているか
- 4 指定管理者制度が導入されている施設に係る安全管理について、所管部局と指定管理者間の共有がされているか

第3節 監査の対象とした公の施設等

1 対象施設の選定

道立の公の施設*1594施設のうち、直営施設については317施設の中から、一般住民の利用が少ないなどの9施設を除いた308施設(表1)を監査対象として選定した。

また、指定管理者制度**²導入施設(以下「指定管理者施設」という。)については、 道営住宅240施設の中から、施設の建築年度、立地場所等を勘案し抽出した5施設と、 道営住宅以外の37施設のうち、一般住民の利用が少ないなどの8施設を除く29施設、 計34施設(表2)を選定した。

なお、公の施設に加え、児童相談所についても、子どもの一時保護機能を有していることから監査の対象とした。

また、指定管理者施設のうち7施設については、施設の安全管理や運営業務の詳細について確認するため、指定管理者に対する関係人調査**3(地方自治法第199条第8項)を実施した。

※1 公の施設

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設置する施設のことである。

設置、運営に必要な事項は、地方自治法第244条から第244条の4に定められている。

公の施設については、次のような特色があり、その点から他の施設と区別される。 第1に、公の施設は、「住民の福祉を増進する目的」で設置されるものであり、財政上の必要から設けられる競馬場・競輪場、社会公共の秩序を維持するために設けられる留置施設などは、公の施設に当たらないこととされている。

第2に、「住民の利用に供するための施設」であり、地方公共団体が直接使用する 庁舎、利用者が限定される純然たる試験研究機関、特定の人を収容する救護施設など は、公の施設に当たらないこととされている。

第3に、「その地方公共団体の住民の利用に供するための施設」であり、主として 他の地方公共団体の住民の利用に供するための観光ホテルや物品陳列場などは、公 の施設に当たらないこととされている。

第4に、公の施設は、物的施設を中心とした概念であり、人的要素は必ずしも必要でなく、物的施設のみからなる道路、墓地などは公の施設に当たることとされている。

※ 2 指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等も公の施設の管理を行うことができることとした制度であり、地方自治法第244条の2において定められている。

地方自治法 (抜粋)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。 (略)

第244条の2

(略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため 必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、<u>法人その他の</u> 団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下(略)<u>「指定管</u> 理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

※3 関係人調査

地方自治法第199条第8項

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

表 1 直営施設

	施設	区分								直'	営施	設						
		①農業大学校																
	産業振興施設	3		②北の森づくり専門学院											3			
				③漁業	研修	所												
				特別支援学校 道立中高等学校														
				本核	Ē	分校	本村	交	分校		本	校			音	計		
				空知	5		上川	7	1	空知	18	上川	20	空知	23	上川	28	
				石狩	14	5	留萌	1		石狩	38	留萌	5	石狩	57	留萌	6	
		259	道立	後志	3	1	宗谷	1		後志	10	宗谷	6	後志	14	宗谷	7	259
			学校	胆振	4		オホーツク	4	1	胆振	19	オホーツク	21	胆振	23	オホーツク	26	209
				日高	1	1	十勝	5	1	日高	5	十勝	17	日高	7	十勝	23	
	文教施設			渡島	6	1	釧路	3		渡島	14	釧路	11	渡島	21	釧路	14	
				檜山	1		根室	1		檜山	3	根室	5	檜山	4	根室	6	
			計	本校 5	66	分校	11	合計	67			本校	192	本校24	48, 分村	交11 合語	十259	
公		1	社会教育• 文化施設	①女性	相談	援助	センター	-										
0		1	図書館	①図書	館													
施設		5	美術館	①近t 美術f			旭川 術館		函館 析館	④带 美術		⑤三 好太 美術	郎					7
		5	病院	①江 ⑤子			②羽 医療・頻	羽幌病			ケ丘	病院	(④ 向陽	ケ丘病	i院		
	社会福祉施設等	8	診療所			那 療所	療所	_		2 診療所	沂			療所		医野診療		
		社会福祉施設等	社会福祉施設等	5	医療・保健 福祉施設									殳]	30			
		3	看護学院	①旭川	高等	看護	学院	②紋	別高等	幹看護 生	学院		31	差高等	看護:	学院		
			3 看護学院 ①旭川高等看護学院 ②紋別高等看護学院 ③江差高等看護学院 ①札幌高等技術専門学院 ②函館高等技術専門学院 ③旭川高等技術専門学院 8 高等技術 専門学院 ④北見高等技術専門学院 ⑤室蘭高等技術専門学院 ⑥苫小牧高等技術専門学院 ⑦帯広高等技術専門学院 ⑧釧路高等技術専門学院							完								
		1	その他	①障害者	 皆職	業能力	開発校											
																	小計	299
公			①中央児童	食相談所		2	旭川児童	直相談)	折	③ #	法広児	童相談	所	4	釧路児	童相談所	ŕ	
の 施	児童相談所	9	⑤函館児童	 直相談所		(》北見児童	首相談)	折	⑦岩	- 見沢	児童相	談所	8	室蘭児	童相談所	ŕ	9
設 以 外			⑨室蘭児頭		吉小牧	分室												
グト																	小計	9
																	合計	308

表 2 指定管理者施設

	施設区分			指定管理者施設				
		5		①S48 東川町団地 1 号棟(函館市) ②S58 祝津団地A棟(室蘭市)				
				③H3 末広団地R 7棟(稚內市) ④H13 千歳団地1棟(釧路市)	5			
				⑤H21 御幸町団地1棟(新ひだか町)				
				①道民の森 ②子どもの国				
	基盤施設		大規模公園	③真駒内公園 ④野幌総合運動公園				
		12		⑤オホーツク公園 ⑥ゆめの森公園	12			
公		12		⑦宗谷ふれあい公園 ⑧道南四季の杜公園	15			
0				⑨十勝エコロジーパーク ⑩噴火湾パノラマパーク				
施				⑪サンピラーパーク ⑫オホーツク流氷公園				
	レクリエーション・スポーツ施設	2	体育館	①総合体育センター ②北見体育センター	2			
設			社会教育・ 文化施設	①道民活動センター ②オホーツク流氷科学センター				
		5		③埋蔵文化財センター ④総合博物館				
				⑤北方四島交流センター				
	文教施設			①ネイパル砂川 ②ネイパル深川	14			
		6	青少年体験 活動支援施設	③ネイパル北見				
				⑤ネイパル森 ⑥ネイパル足寄				
			博物館	①北方民族博物館 ②文学館 ③釧路芸術館				
	社会福祉施設等	1	病院	①北見病院	1			
				했다	34			

2 関係人調査対象施設の選定

監査対象とした指定管理者施設のうち、来場者数や施設の規模を勘案し、表3のと おり各施設区分から1施設を選定した。

選定した指定管理者施設については、指定管理者への関係人調査を実施し、現地調査や関係書類の内容を踏まえ、所管する部局の監査を行った。

表 3 選定した関係人調査対象施設

施設区分		施設名	所管部
基盤施設	公営住宅	道営住宅(末広団地R7号棟-H3(稚内市内))	建設部
	大規模公園	宗谷ふれあい公園	建設部
レクリエーション・スポーツ施設	体育館	総合体育センター	環境生活部
	社会教育・文化施設	道民活動センター	総務部
文教施設	青少年体験活動支援施設	ネイパル深川	教育庁
	博物館	釧路芸術館	教育庁
社会福祉施設等	病院	北見病院	道立病院局

第4節 監査結果等

着眼点ごとの監査結果及び是正、改善等を要する事項は、次のとおりである。

1 安全点検が適切に行われているか

- ・建築物・建築設備に係る点検及び修繕の状況
- ・学校保健安全法における学校安全計画に基づく施設や設備の点検及び修繕の状況
- ・都市公園法等に基づく公園に係る点検及び修繕の状況

点検を実施していないものが、2部局、2施設あった。

・消防法に基づく消防設備点検及び修繕の状況

に関して、安全点検が適切に行われているかについて、監査を行った。

(1) 建築物・建築設備に係る点検及び修繕の状況 (建築基準法に基づく点検含む。)

【監査結果】

・直営施設(監査対象308施設)

北海道建築物等保全マニュアル及び北海道教育委員会建築物等保全マニュアルでは、関係法令に基づく点検項目については、定められた点検頻度、実施時期に行うほか、建築物・建築設備に係る点検を年1回、実施することとされている。 建築物・建築設備に係る点検の状況について集計したところ、表4のとおり、

また、令和3年度の点検結果に基づく修繕の状況について、監査対象部局に令和4年9月30日現在の修繕状況について報告を求め、集計したところ(以下、9ページから12ページまでの監査結果に記載した修繕の状況は、いずれも令和4年9月30日現在で集計したもの)、令和4年度について、修繕の見込みが立っていない箇所があるものが、254部局、254施設、1,946箇所あった。

·指定管理者施設(監查対象34施設)

指定管理者は、指定管理者協定等に基づいて建築物・建築設備に係る点検を実施することとされている。

建築物・建築設備に係る点検の状況について集計したところ、点検を実施していない施設はなかった。

また、この点検結果に基づく修繕の状況について報告を求め集計したところ、 修繕箇箇所がある施設のうち、修繕の見込みが立っていない箇所があるものが、 5部局、22施設、236箇所あった。 表 4 建築物・建築設備に係る点検を実施していない施設

部局・施	正 設名
江差病院	
高等聾学校	
計	2部局・施設

【改善意見】

建築物・建築設備に係る点検を実施していない施設については、速やかな是正が必要である。

また、修繕の見込みが立っていない箇所がある施設については、建築物・建築設備の損傷や腐食、劣化状況を把握し、施設利用者等の安全確保及び適正な保全を図るため、引き続き適切な点検を行うとともに、事故を未然に防ぐため、修繕箇所の危険性や緊急性を考慮し、修繕が完了するまで関連箇所への出入りを制限したり、代替措置を講じたりするなど必要な安全対策を講じるよう努めることが望ましい。

(2) 学校保健安全法における学校安全計画に基づく施設や設備の点検及び修繕の状況

※直営施設(道立学校)のみ(監査対象259施設)

【監査結果】

学校保健安全法では、学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならないこととされている。道立学校における学校安全計画の策定の状況について集計したところ、表5のとおり、計画を策定していないものが、3部局、3施設あった。

また、学校安全計画の策定による施設及び設備の安全点検の状況について集計したところ、表6のとおり、点検を実施していないものが、10部局、10施設あった。さらに、この点検結果に基づく修繕の状況について報告を求め集計したところ、修繕箇所がある施設のうち、修繕の見込みが立っていない箇所があるものが、50部局、50施設、151箇所あった。

表 5 道立学校における学校安全計画の策定をしていない施設

部局・施設名
平取養護学校
紋別養護学校
釧路工業高等学校
計 3部局・施設

表 6 道立学校における学校安全計画の策定による施設及び設備の安全点検を実施 していない施設

部局・施設名
岩見沢高等養護学校
平取養護学校
紋別養護学校
月形高等学校
札幌手稲高等学校
札幌北陵高等学校
苫小牧東高等学校
平取高等学校
八雲高等学校
釧路工業高等学校
計 10部局・施設

【改善意見】

道立学校において、学校安全計画を策定していない施設については、早急に策定 を行う必要がある。

また、学校安全計画の策定による施設及び設備の安全点検を実施していない施設については、速やかな是正が必要である。

さらに、修繕の見込みが立っていない箇所がある施設については、学校における施設及び設備の損傷や腐食、劣化状況を把握し、施設利用者等の安全確保及び適正な保全を図るため、引き続き適切な点検を行うとともに、事故を未然に防ぐため、修善箇所の危険性や緊急性を考慮し、修繕が完了するまで関連箇所への出入りを制限したり、代替措置を講じたりするなど必要な安全対策を講じるよう努めることが望ましい。

(3) 都市公園法等に基づく公園に係る点検及び修繕状況

※指定管理者施設のみ (大規模公園12施設)

【監査結果】

指定管理者は、指定管理者協定等において、都市公園法等に基づく公園の点検を 実施することとされている。

都市公園法等に基づく公園に係る点検の状況について集計したところ、点検を実施していない施設はなかった。

また、この点検結果に基づく修繕の状況について報告を求め集計したところ、修繕箇所がある施設のうち、修繕の見込みが立っていない箇所があるものが、1部局、2施設、14箇所あった。

【改善意見】

都市公園法等に基づく公園の点検の結果、修繕の見込みが立っていない箇所がある施設については、遊具等の損傷や腐食、劣化状況を把握し、施設利用者等の安全確保及び適正な保全を図るため、引き続き適切な点検を行うとともに、事故を未然に防ぐため、修繕箇所の危険性や緊急性を考慮し、修繕が完了するまで関連箇所への出入りを制限したり、代替措置を講じたりするなど必要な安全対策を講じるよう努めることが望ましい。

(4)消防法に基づく消防設備点検及び修繕状況

【監査結果】

防火対象物の関係者は、消防設備に係る年1回の総合点検及び年2回の機器点検 を実施することとされている。

・直営施設(監査対象308施設)

消防設備の点検の状況について集計したところ、表7のとおり、点検を実施していないもの等が、6部局、6施設あった。

また、この点検結果に基づく修繕の状況について報告を求め集計したところ、 修繕箇所がある施設のうち、修繕の見込みが立っていない箇所があるものが、38 部局、38施設、284箇所あった。

·指定管理者施設(監查対象34施設)

消防設備の点検の状況について集計したところ、表8のとおり、定められた回数の点検を実施していないものが、1部局、1施設あった。

また、この点検結果に基づく修繕の状況について報告を求め集計したところ、 修繕箇所がある施設のうち、修繕の見込みが立っていない箇所があるものが、4 部局、7施設、46箇所あった。

表7 消防設備に係る点検を実施していない施設(直営施設)

部局・施設名	総合点検	機器点検(年2回)
天売診療所	×	×
焼尻診療所	×	×
庶野診療所	0	年1回のみ実施
精神保健福祉センター	0	年1回のみ実施
旭川児童相談所	0	年1回のみ実施
岩見沢児童相談所	0	年1回のみ実施
		計6部局・施設

注)「〇」は実施、「×」は未実施。

表8 消防設備に係る点検を実施していない施設(指定管理者施設)

部局名	施設名	総合点検	機器点検(年2回)
水産林務部	道民の森	0	年1回のみ実施
計 1部局			計 1施設

注)「〇」は実施。

【改善意見】

消防設備に係る点検を実施していない施設については、速やかな是正が必要である。

また、修繕の見込みが立っていない箇所がある施設については、消防設備の損傷や腐食、劣化状況を把握し、施設利用者等の安全確保及び適正な保全を図るため、引き続き適切な点検を行うとともに、事故を未然に防ぐため、修繕箇所の危険性や緊急性を考慮し、修繕が完了するまで関連箇所への出入りを制限したり、代替措置を講じたりするなど必要な安全対策を講じるよう努めることが望ましい。

2 利用者の安全対策が適切に講じられているか

各施設における避難経路等の状況、AEDの設置等の状況、災害マニュアル・BCP等の作成状況、防犯対策の取組状況に関して利用者の安全対策が適切に講じられているかについて、監査を行った。

(1)避難経路等の状況

【監査結果】

消防法では、施設における廊下、階段、避難口等の避難経路上に障害物が放置等されないように管理することとされている。

・直営施設(120施設)

実地監査による現地確認を実施した120施設において、避難経路について目視による確認を行ったところ、表9のとおり、避難経路上に障害物が確認されたものが、4部局、4施設あった。

•指定管理者施設(7施設)

指定管理者に対する関係人調査を実施した7施設において、避難経路について 目視による確認を行ったところ、避難経路上に障害物は確認されなかった。

表 9 避難経路上に障害物が確認された施設

部局•	施設名							
向陽学院								
大沼学園								
旭川聾学校								
旭川永嶺高等学校								
計	4部局・施設							

向陽学院



大沼学園



旭川聾学校





旭川永嶺高等学校



【改善意見】

避難経路上に障害物が確認された施設については、地震や火災などの災害が発生した場合、速やかに安全な場所へ誘導、避難ができるように平時から適切に避難経路等を確認しておくことが必要不可欠であり、速やかな是正が必要である。

(2) AEDの状況

ア 誘導表示の状況

【監査結果】

AED設置者は、施設内において、施設利用者がAEDが必要な時にAEDを 設置している場所にたどり着けるよう、設置場所まで誘導する案内表示を置くな どの取組をすることとされている。

AED設置状況については、表10、11のとおりであった。

AED設置場所までの案内表示の状況について集計及び現地を確認したところ、 直営施設については、表12のとおり、案内表示を置くなどの取組を行っていない ものが、32部局、32施設あった。

また、指定管理者施設については、案内表示を置くなどの取組を行っていない ものはなかった。

表10 部局別のAEDの設置状況(直営施設)(監査対象308施設)

部局・施設名(a)	設置台数(b)	施設当たり 設置台数 (b/a)
女性相談援助センター	1	1. 0
阿寒湖畔診療所	1	1. 0
庶野診療所	1	1. 0
天売診療所	1	1. 0
焼尻診療所	1	1. 0
香深診療所	1	1. 0
旭川子ども総合療育センター	2	2. 0
向陽学院	1	1.0
大沼学園	1	1.0
旭川高等看護学院	1	1.0
紋別高等看護学院	1	1. 0
江差高等看護学院	1	1. 0
中央児童相談所	1	1. 0
旭川児童相談所	1	1. 0
帯広児童相談所	1	1. 0
釧路児童相談所	2	2. 0
函館児童相談所	1	1.0
北見児童相談所	1	1. 0
岩見沢児童相談所	1	1. 0
室蘭児童相談所	1	1. 0
札幌高等技術専門学院	1	1. 0
函館高等技術専門学院	1	1.0

部局・施設名(a)	設置台数(b)	施設当たり 設置台数 (b/a)
旭川高等技術専門学院	1	1.0
北見高等技術専門学院	1	1.0
室蘭高等技術専門学院	1	1.0
苫小牧高等技術専門学院	1	1.0
带広高等技術専門学院	1	1.0
釧路高等技術専門学院	1	1.0
障害者職業能力開発校	1	1.0
農業大学校	1	1.0
北の森づくり専門学院	6	6.0
漁業研修所	2	2.0
江差病院	1	1.0
羽幌病院	1	1.0
緑ヶ丘病院	1	1.0
子ども総合療育センター	2	2.0
図書館	1	1.0
近代美術館	1	1.0
旭川美術館	1	1.0
函館美術館	1	1.0
帯広美術館	1	1.0
三岸好太郎美術館	1	1.0
道立学校(259)	371	1.4
設置数:301施設	422	1.4

表11 部局別のAEDの設置状況(指定管理者施設)(監査対象34施設)

施設名(a)	設置台数(b)	施設当たり 設置台数 (b/a)
道民活動センター	2	2. 0
北方四島交流センター	1	1.0
総合体育センター	9	9. 0
北見体育センター	1	1. 0
オホーツク流氷科学センター	1	1. 0
北海道博物館	1	1. 0
北海道立道民の森	8	8. 0
子どもの国	1	1. 0
真駒内公園	2	2. 0
野幌総合運動公園	1	1. 0
オホーツク公園	2	2. 0
夢の森公園	1	1. 0
宗谷ふれあい公園	1	1. 0
道南四季の杜公園	1	1. 0
十勝エコロジーパーク	1	1. 0
噴火湾パノラマパーク	2	2. 0
サンピラーパーク	1	1. 0
オホーツク流氷公園	1	1. 0
埋蔵文化財センター	1	1. 0
ネイパル砂川	1	1. 0
ネイパル深川	1	1. 0
ネイパル北見	2	2. 0
ネイパル厚岸	1	1. 0
ネイパル森	1	1. 0
ネイパル足寄	1	1. 0
北方民族博物館	1	1. 0
文学館	1	1. 0
釧路芸術館	1	1. 0
設置数:28施設	48	1. 7

表12 案内表示を置くなどの取組を行っていない施設(直営施設)

(AED設置301施設)

部局・施設名
天売診療所
焼尻診療所
香深診療所
旭川子ども総合療育センター
向陽学院
旭川高等看護学院
紋別高等看護学院
中央児童相談所
旭川児童相談所
函館児童相談所
北見児童相談所
岩見沢児童相談所
室蘭児童相談所
旭川高等技術専門学院
北見高等技術専門学院
釧路高等技術専門学院
障害者職業能力開発校
北の森づくり専門学院
漁業研修所
江差病院
羽幌病院
近代美術館
三岸好太郎美術館
小樽高等支援学校
小平高等養護学校
野幌高等学校
寿都高等学校
倶知安高等学校
旭川工業高等学校
名寄高等学校
名寄産業高等学校
美瑛高等学校
計 32部局・施設

【改善意見】

案内表示を置くなどの取組を行っていない施設については、施設利用者がAEDを容易に見つけ出し、迅速に利用できるようにするために、AED設置場所まで誘導する案内表示を置くなどの速やかな是正が必要である。

イ 日常点検の状況

【監査結果】

AED設置者は、設置したAEDが正常に使用可能な状態であることを確認するための日常点検を実施することとされている。

AEDの日常点検の状況について集計及び現地を確認したところ、直営施設については、表13のとおり、日常点検を実施していないものが、3部局、3施設あった。

また、指定管理者施設については、日常点検を実施していないものはなかった。

表13 AEDの日常点検を実施していない施設(直営施設)(AED設置301施設)

部局・施設名					
函館児童相談所					
岩見沢児童相談所					
北見高等技術専門	北見高等技術専門学院				
計	3部局・施設				

【改善意見】

AEDの日常点検を実施していない施設については、速やかな是正が必要である。

(3) 災害マニュアルやBCP等の作成状況

【監査結果】

利用者の安全を確保するための災害マニュアルやBCP *4 等の作成状況は、次のとおりであった。

表14 災害マニュアル及びBCP等の作成状況(直営施設)

	①災害マニュア	ル等の作成状況			④災害マニュア ル・B C P 両方 未作成	
部局・施設数	部局等で作成さ れたものを共有 している	施設独自のもの を作成している	②BCPの作成 状況	③火害マニュア ル・BCP両方 作成		
308部局・施設	11	285	303	294	3	
300円7月 加配	(約4%)	(約93%)	(約98%)	(約96%)	(約1%)	

表15 災害マニュアル及びBCP等の作成状況(指定管理者施設)

	①災害マニュア	ル等の作成状況		@## 3	④災害マニュア ル・B C P 両方 未作成	
施設数	部局等で作成さ れたものを共有 している	施設独自のもの を作成している	②BCPの作成 状況	③災害マニュアル・BCP両方作成		
o∡ l/⊬ ≘⊓	15	17	14	14	2	
34施設	(約44%)	(約50%)	(約14%)	(約14%)	(約1%)	

※ 4 B C P

BCP(事業継続計画)とは、自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

【改善意見】

各施設において、火災や地震等の災害や事故発生時に、施設の利用者の安全を確保し、被害を最小限に抑えるためには、緊急時に必要な行動や役割分担等を記載した災害マニュアルやBCP等を作成し、あらかじめ職員に周知しておくことは、極めて重要である。

今回の監査では、災害マニュアルやBCP等を共に作成していないと回答した直営施設、指定管理者施設ともに約1%ではあったが、緊急時の発生に備えた事前の体制整備を万全にするためにも災害マニュアルやBCP等を作成し、状況に応じて適切な見直しを行うことが望ましい。

(4) 不審者対応等の取組状況について

【監査結果】

様々な年齢層の利用者が安心して施設を利用できるようにするためには、積極的な不審者対応等の取組が重要であることから、不審者対応等への取組状況について集計したところ、次のとおりであった。

表16 不審者対応等への取組状況(直営施設)

部局・施設数	不審者対応等への取組が未実施の部局・施設	声かけして	受付簿に名 前等を記載	③ 門等を施	④防犯カメ ラを設置し ている	している	⑥備でいれる 一で で で で で で で で で で で で で で	⑦看板や張り紙等で注意喚起をしている		⑨不審者を想定し た訓練を実施して いる
308部局・施設	2 (約0.7%)	261	267	97	107	279	102	107	180	警察署による 外部からの不 審者侵入に対 で を を を を を を が を が が が が が が が が が が が

表17 不審者対応等への取組状況(指定管理者施設)

施設数	不審者対応等 への取組が未 実施の施設		前等を記載	③門等を施 錠し、対 者以外がよう れないいる にしている	④防犯カメ ラを設置し ている	⑤インター ホンを設置 している	⑥職を 備を る が が が が が が が が が が が が が が が が が が	意喚起をし	®不審者に 関するアルマニュ策を策定 ている	⑨不審者を想定し た訓練を実施して いる
34施設	2 (約5.9%)	22	11	12	16	18	23	9	8	1 さすまた取扱 1 い研修会

【改善意見】

各施設において、利用者が安心して施設を利用できるようにするためには、積極的な不審者対応等の取組が重要であることから、不審者対応等への取組を実施していない施設及び不審者対応等のマニュアル等が未作成である施設については、取組の実施及びマニュアル等の整備をすることが望ましい。

(5) 施設の安全管理に係る取組状況について

【監査結果】

施設管理者として施設を維持管理するためには、安全管理に対しての施設職員の情報の共有や認識等が重要であることから、施設職員の職場内外における研修等の 実施状況について集計したところ、次のとおりであった。

表18 施設の安全管理に係る取組状況(直営施設)

(複数回答有り)

	施設の安全管理に係る取組					
施設・部局数	自所属主催の 他機関主催に参 研修や会議等 した研修や会議		その他	取組をしていない		
308部局・施設	49 (約16%)	27 (約9%)	77 (約25%)	147 (約48%)		

[※] その他については、主に施設内の巡回、点検である。

表19 職場内外における出席した主な研修等(直営施設)

自所属主催の研修や会議等	他機関主催に参加した研修や会議等
防災対策委員会	道有財産事務研修 (施設整備)
職員会議	道立学校事務長会議
BCP研修	管内学校安全推進会議
夜間及び休日の施設管理に係る研 修会	防火管理者実務研修会

表20 施設の安全管理に係る取組状況 (指定管理者施設)

(複数回答有り)

	施設の安全管理に係る取組					
施設数	自所属主催の 研修や会議等	他機関主催に参加した研修や会議等	その他	取組をしていない		
34施設	12	14	4	4		
34/地取	(約35%)	(約41%)	(約12%)	(約12%)		

[※] その他については、主に施設内の巡回、点検である。

表21 職場内外における出席した主な研修等(指定管理者施設)

自所属主催の研修や会議等	他機関主催に参加した研修や会議等
救命処置研修	道有財産事務研修(施設整備)
日常遊具点検講習	都市公園等における遊具の日常点 検講習会
機械の操作方法に関する研修	安全衛生推進者講習
ヒグマ対策の基礎	ヒグマ対策の基礎

【改善意見】

各施設において、施設管理者として安全管理に対しての施設職員の情報の共有や 認識等が重要であることから、施設職員の職場内外における研修等に参加すること が望ましい。

3 訓練等が適切に実施されているか

各施設における消防訓練の状況、災害時に係る避難訓練の状況、その他の訓練の状況に関して、訓練等が適切に実施されているかについて、監査を行った。

(1)消防訓練の状況

【監査結果】

•特定防火対象物施設*5

消防法施行規則では、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとされている。

訓練の実施状況について集計及び現地を確認したところ、直営施設については、表22のとおり、訓練を2回以上実施していないものが、88部局、88施設中、28部局、28施設あった。

また、指定管理者施設については、表23のとおり、訓練を2回以上実施していないものが、6部局、18施設中、2部局、2施設あった。

表22 消防訓練を実施していない施設(直営施設)

部局・施設名	消火訓練実施回数	避難訓練実施回数
旭川児童相談所	1回	1回
帯広児童相談所	未実施	1回
北見児童相談所	1回	1回
岩見沢児童相談所	1回	未実施
室蘭児童相談所	1回	1回
向陽ヶ丘病院	1回	1回
雨竜高等養護学校	1回	4回
真駒内養護学校	未実施	3回
新篠津高等養護学校	未実施	5回
札幌伏見支援学校	1回	1回
札幌伏見支援学校もなみ学園分校	1回	2回

(次頁に続く)

部局・施設名	消火訓練実施回数	避難訓練実施回数	
星置養護学校ほしみ高等学園	1回	2回	
札幌養護学校白桜高等学園	未実施	2回	
札幌養護学校共栄分校	未実施	2回	
手稲養護学校三角山分校	未実施	2回	
伊達高等養護学校	1回	2回	
函館聾学校	1回	2回	
函館養護学校	未実施	3回	
七飯養護学校	未実施	4回	
東川養護学校	未実施	2回	
旭川高等支援学校	1回	1回	
小平高等養護学校	1回	4回	
稚内養護学校	未実施	2回	
北見支援学校	1回	1回	
釧路養護学校	1回	2回	
中標津支援学校	未実施	2回	
余市養護学校しりべし学園分校	未実施	2回	
紋別養護学校ひまわり学園分校	1回	2回	
計 28部局・施設			

表23 消防訓練を実施していない施設(指定管理者施設)

部局名	施設名	消火訓練実施回数	避難訓練実施回数
水産林務部	道民の森	1回	10
建設部	子どもの国	未実施	未実施
計 2部局			計 2施設

【改善意見】

消防訓練は、消防法の規定により、定期的な実施が義務付けられており、未実施の施設について、その理由を確認したところ、コロナ禍を理由としたものが大半を占めていたが、これを理由に免除されるものではないことから、消防訓練を実施していない施設については、早急な改善が必要である。

※ 5 特定防火対象物施設

特定防火対象物とは、消防法において定められている建築物のうち、不特定多数の者が出入りする特別支援学校、児童相談所、病院、老人福祉施設、百貨店等。

【監査結果】

•非特定防火対象物施設**6

消防法施行規則では、消防計画に基づき訓練を実施することとされている。 訓練の実施状況について集計及び現地を確認したところ、直営施設については、 表24のとおり、消防計画どおり訓練を実施していないものが、220部局、220施設 中、65部局、65施設あった。

また、指定管理者施設については、表25のとおり、消防計画どおりに実施していないものが、4部局、16施設中、3部局、5施設あった。

表24 消防計画に基づく訓練を実施していない施設(直営施設)

部局・施設名	消火訓練計画回数	消火訓練実施回数	避難訓練計画回数	避難訓練実施回数
心身障害者総合相談所	2回	1回	2回	1回
向陽学院	2回	未実施	2回	2回
大沼学園	2回	未実施	2回	6回
北の森づくり専門学院	1回	未実施	1回	未実施
美唄尚栄高等学校	1回	未実施	2回	2回
滝川高等学校	1回	未実施	1回	未実施
札幌東高等学校	2回	未実施	2回	2回
札幌北高等学校	消防計画で定めて いない	未実施	2回	1回
札幌啓成高等学校	1回	未実施	1回	1回
札幌手稲高等学校	1回	未実施	1回	1回
札幌丘珠高等学校	2回	1回	2回	2回
札幌西陵高等学校	1回	未実施	1回	1回
札幌白石高等学校	1回	未実施	1回	1回
札幌東陵高等学校	2回	未実施	2回	1回
札幌東豊高等学校	1回	1回	2回	1回
札幌あすかぜ高等学校	1回	未実施	1回	未実施
札幌稲雲高等学校	1回	未実施	1回	2回
札幌英藍高等学校	1回	未実施	2回	1回
札幌白陵高等学校	1回	未実施	2回	2回
札幌国際情報高等学校	1回	未実施	2回	1回
札幌工業高等学校	1回	未実施	2回	2回
有朋高等学校	3回	未実施	3回	未実施
江別高等学校	2回	未実施	2回	2回

(次頁に続く)

部局・施設名	消火訓練計画回数	消火訓練実施回数	避難訓練計画回数	避難訓練実施回数
大麻高等学校	1回	未実施	2回	1回
千歳高等学校	1回	未実施	2回	2回
千歳北陽高等学校	1回	未実施	2回	1回
北広島高等学校	1回	未実施	1回	1回
北広島西高等学校	1回	未実施	1回	1回
石狩翔陽高等学校	1回	未実施	1回	1回
当別高等学校	1回	未実施	1回	未実施
小樽潮陵高等学校	2回	未実施	2回	2回
倶知安高等学校	2回	未実施	2回	1回
虻田高等学校	1回	未実施	1回	2回
苫小牧西高等学校	2回	1回	2回	2回
平取高等学校	消防計画で定めて いない	未実施	2回	1回
函館中部高等学校	2回	未実施	2回	2回
函館西高等学校	1回	未実施	1回	1回
函館商業高等学校	1回	未実施	2回	2回
上磯高等学校	2回	1回	2回	2回
大野農業高等学校	2回	1回	2回	1回
福島商業高等学校	1回	未実施	2回	2回
長万部高等学校	1回	未実施	2回	2回
江差高等学校	2回	未実施	2回	2回
旭川西高等学校	2回	未実施	2回	2回
旭川南高等学校	1回	未実施	1回	1回
士別翔雲高等学校	1回	未実施	2回	1回
富良野高等学校	1回	未実施	2回	1回
浜頓別高等学校	2回	未実施	2回	2回
北見工業高等学校	2回	1回	2回	2回
訓子府高等学校	2回	未実施	2回	2回
留辺蘂高等学校	2回	1回	2回	2回
置戸高等学校	2回	1回	4回	4回
紋別高等学校	1回	未実施	2回	1回
美幌高等学校	1回	未実施	2回	2回
遠軽高等学校	2回	1回	2回	1回

(次頁に続く)

部局・施設名	消火訓練計画回数	消火訓練実施回数	避難訓練計画回数	避難訓練実施回数
清里高等学校	1回	未実施	1回	1回
帯広工業高等学校	1回	未実施	2回	1回
音更高等学校	1回	未実施	2回	2回
上士幌高等学校	1回	未実施	2回	2回
芽室高等学校	2回	未実施	2回	2回
本別高等学校	1回	未実施	2回	1回
釧路商業高等学校	1回	未実施	2回	1回
標茶高等学校	2回	未実施	2回	1回
中標津高等学校	1回	未実施	1回	未実施
標津高等学校	2回	1回	2回	1回
計 65部局・施設				局・施設

表25 消防計画に基づく訓練を実施していない施設(指定管理者施設)

部局名	施設名	消火訓練計画回数	消火訓練実施回数	避難訓練計画回数	避難訓練実施回数
総務部	北方四島交流センター	2回	未実施	2回	未実施
	S48 東川町団地1号棟(函館市)	1回	未実施	1回	未実施
建設部	ゆめの森公園	2回	1回	2回	1回
	宗谷ふれあい公園	2回	1回	2回	1回
環境生活部	オホーツク流氷科学センター	2回	1回	2回	1回
計 3部局					計 5施設

【改善意見】

消防訓練は、消防法の規定により、定期的な実施が義務付けられており、未実施の施設について、その理由を確認したところ、コロナ禍を理由としたものが大半を占めていたが、これを理由に免除されるものではないことから、消防訓練を実施していない施設については、早急な改善が必要である。

※ 6 非特定防火対象物施設

非特定防火対象物とは、消防法において定められている建築物のうち、特定の者が出入りする学校、共同住宅、博物館等。

(2) 自然災害に係る対策状況

ア 土砂災害における施設の安全対策について

【監査結果】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域として指定され、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設*7として定められている施設については、利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成及び訓練を実施することとされている。

当該措置に関する計画の作成及び訓練の実施状況について確認したところ、直営施設については、要配慮者利用施設に定められている5施設のうち、表26のとおり計画を作成していないものが、1部局、1施設、訓練を実施していないものが、3部局、3施設あった。

また、指定管理者施設については、要配慮者利用施設として定められている施設はなかった。

表26 要配慮者利用施設として定められている施設における利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成及び訓練の実施状況(直営施設)

部局・施設名	避難計画の作成	避難計画に係る訓練の 実施
弟子屈高等学校	0	×
天売診療所	×	×
釧路児童相談所	0	×
計	1部局・施設	3部局・施設

注)避難計画の作成状況:「〇」は作成している、「×」は作成していない。 避難計画に係る訓練の実施状況:「×」は実施していない。

【改善意見】

市町村の地域防災計画において要配慮者利用施設として定められている施設のうち、利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成及び訓練を行っていない施設については、速やかな是正が必要である。

※ 7 要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。

イ 洪水災害における施設の安全対策について

【監査結果】

水防法(昭和24年法律第193号)第14条に基づき洪水浸水想定区域として指定され、 市町村の地域防災計画において要配慮者利用施設として定められている施設につい ては、利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成及び訓練を実施するこ ととされている。

当該計画の作成及び訓練の実施状況について確認したところ、直営施設については、要配慮者利用施設に定められている29施設で計画を作成していないものはなかった。

なお、表27のとおり訓練を実施していないものが、1部局、1施設あった。

また、指定管理者施設については、要配慮者利用施設として定められている施設はなかった。

表27 要配慮者利用施設として定められている施設における利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成及び訓練の実施状況(直営施設)

部局・施設名	避難計画の作成	避難計画に係る訓練の 実施
旭川聾学校	0	×

注)避難計画の作成状況:「○」は作成している。

避難計画に係る訓練の実施状況:「×」は実施していない。

【改善意見】

市町村の地域防災計画において要配慮者利用施設として定められている施設のうち、避難計画に係る訓練を行っていない施設については、速やかな是正が必要である。

ウ 津波災害における施設の安全対策について

【監査結果】

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条に基づき津波災害警戒区域として指定され、市町村の地域防災計画において避難促進施設***として定められている施設については、利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成及び避難訓練を実施することとされている。

当該計画の作成及び避難訓練の実施状況について確認したところ、直営施設については、避難促進施設として定められている5施設について、当該計画の未作成及び訓練を実施していない施設はなかった。

また、指定管理者施設については、避難促進施設として定められている施設はなかった。

【改善意見】

特になし。

※8 避難促進施設

津波浸水想定区域内にあり、避難に時間を要する者が存在するため、早めに 避難を促す必要がある施設。 エ 火山災害における施設の安全対策について

【監査結果】

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第3条に基づき火山災害警戒区域として指定され、市町村の地域防災計画において避難促進施設**っとして定められている施設については、利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成及び避難訓練を実施することとされている。

当該計画の作成及び避難訓練の実施状況について確認したところ、直営施設については、1部局、1施設が避難促進施設として定められているが、表28のとおり訓練を実施していなかった。

また、指定管理者施設については、避難促進施設として定められている施設はなかった。

表28 避難促進施設として定められている施設における利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成及び訓練の実施状況(直営施設)

部局・施設名	避難計画の作成	避難計画に係る訓練の 実施
弟子屈高等学校	0	×

注)避難計画の作成状況:「〇」は作成している。

避難計画に係る訓練の実施状況:「×」は実施していない。

【改善意見】

市町村の地域防災計画において避難促進施設として定められている施設のうち、 利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成及び避難訓練を行っていない 施設については、速やかな是正が必要である。

※9 避難促進施設

大きな噴石や火砕流などの火山現象の影響範囲内に立地している施設で、施設利用者を避難させる必要がある施設。

(3) その他の防災訓練の実施状況

【監査結果】

自然災害に関する各種法律及び消防法に基づく避難訓練等以外で独自に行っている主な防災訓練の実施状況について集計したところ、直営施設については、表29のとおり、防災訓練を行っていた。

指定管理者施設については、表30のとおり、防災訓練を行っていた。

表29 独自防災訓練の実施状況(直営施設)

想定した防災訓練	訓練の内容	部局・施設数
地震	避難訓練	52部局
津波	避難訓練	3部局
洪水等	図上訓練	2部局
	計	57部局・57施設

表30 独自防災訓練の実施状況(指定管理者施設)

部局名	施設名	想定した防災訓練	左記に係る訓練の内容
環境生活部	総合体育センター	地震	放送訓練
水産林務部	道民の森	専用水道の異常	異常発生時の対応訓練
道立病院局	北見病院	河川氾濫による傷病者受入れ 及び、災害対策本部設置訓練	北見赤十字病院(災害拠点病院)との一体的な傷病者受入れ、災害対策本部設置訓練
教育庁	釧路芸術館	津波	避難訓練
4部局			計 4施設

【改善意見】

独自に防災訓練を実施している施設においては、引き続き実施していくことが望ましい。

独自に防火訓練を実施していない施設については、施設の地域性や立地環境を考慮し、日頃から利用者の安全を確保するために、必要に応じて防火訓練を実施して 災害発生直後の的確な初動対応を構築し、防災意識の醸成に努めていくことが望ま しい。

- 4 指定管理者制度が導入されている施設に係る安全管理について、所管部局と指定管 理者間の共有がされているか
 - ※指定管理者施設のみ

各施設について、所管部局と指定管理者間における施設の点検等の安全管理に関する情報共有の状況に関して監査を行った。

【監査結果】

所管部局との情報共有を行っていない施設は、なかった。 情報共有の内容について集計したところ、表31のとおりであった。 また、情報共有の方法について集計したところ、表32のとおりであった。

表31 情報共有の内容(指定管理者施設)

(複数回答有り)

施設数	安全点検の	災害対応の	訓練・研修の	不審者対応の
	実施状況	取組	実施状況	取組
34施設	34	26	26	23

表32 情報共有の方法(指定管理者施設)

(複数回答有り)

施設数	所管部局による 実地調査	連絡会議の開催	文書による 通知・報告
34施設	19	8	29

【改善意見】

情報共有が所管部局と指定管理者の間で行われているものの、必要な消防設備点 検又は消防訓練の実施を行っていなかった施設については、共有する情報の内容を 必要に応じて改善することが望ましい。

第5節 所見

近年、想定をはるかに超える地震や豪雨等における大規模な災害が発生しており、こうした点への対応をはじめ、道民の方々が利用する公の施設等の安全・安心の確保は、施設運営の基本をなすものであり、日頃から施設の点検や緊急時の対策を万全にしておくことが重要である。

こうしたことから、今回、テーマを定めて実施した行政監査では、公の施設等の安全管理について、「安全点検が適切に行われているか」、「利用者の安全対策が適切に講じられているか」、「訓練等が適切に実施されているか」、「指定管理者制度が導入されている施設に係る安全管理について、所管部局と指定管理者間の共有がされているか」の四項目を着眼事項として監査を行った。

以下、その結果を整理のうえ、次のとおり所見を述べる。

第一に「安全点検が適切に行われているか」についてである。

施設の安全点検については、建築物・建築設備に係る点検、学校保健安全法における学校 安全計画に基づく施設や設備の点検、都市公園法等に基づく公園に係る点検、消防法に係る 消防設備の点検を実施していない施設については、速やかな是正が必要である。

施設の安全点検において、建築物・建築設備などの損傷や腐食、劣化状況を早期に把握し、 施設利用者等の安全確保及び適正な保全を図るため、引き続き点検を適切に実施されたい。

また、点検の結果、修繕の必要があるが改善の見込みが立っていない施設は、事故を未然に防ぐため、修繕箇所の危険性や緊急性を考慮し、修繕が完了するまで関連箇所への出入りを制限したり、代替措置を講じたりするなど必要な安全対策を講じることが望ましい。

第二に「利用者の安全対策が適切に講じられているか」についてである。

・避難経路等の状況としては、避難経路や非常口付近に障害物が確認された施設のほか、 避難経路上の除雪が行われていない施設や、施設管理者が避難器具である救助袋の数量、 設置場所及び使用方法を把握していない施設も見受けられた。

避難経路上に障害物が確認された施設等については、地震や火災などの災害が発生した場合、速やかに安全な場所へ誘導、避難ができるように平時から適切に避難経路等を確認しておくことや避難器具の取扱いを適切に管理することが必要不可欠であり、速やかな是正が必要である。

・AEDについては、AEDが正常に使用可能な状態であることを確認するための日常点検を実施していない施設や、設置場所までの誘導案内表示がない施設が見受けられた。

AEDの日常点検を実施していない施設については、速やかな是正が必要である。

施設利用者がAEDを迅速かつ容易に見つけ出し、迅速に利用できるようにするために、AED設置場所まで誘導する案内表示を置くなどの取組を行っていない施設については、速やかな是正が必要である。

・利用者の安全を確保するための災害マニュアルやBCP等の作成状況としては、9割以上の施設で作成されていた。

火災や地震等の災害や事故発生時に、施設の利用者の安全を確保し、被害を最小限に抑えるためには、緊急時に必要な行動や役割分担等を記載したマニュアル等を作成し、あらかじめ職員に周知するなど緊急時の発生に備えた事前の体制整備を万全にしておくことが極めて重要であり、適切な作成及び内容の見直しを行うことが望ましい。

・防犯対策の取組状況としては、来訪者に声かけを行うなどの不審者対応を行っていない 施設は1割未満であった。

利用者が安心して施設を利用できるようにするためには、積極的な不審者対応等の取組が重要であることから、取組を実施していない施設については、不審者対応等へのマニュアル等を整備することが望ましい。

・施設管理者として安全を維持管理するための施設職員の職場内外における研修等については約5割の施設が実施していた。

情報の共有や認識等が重要であることから、研修等に参加することが望ましい。

第三に「訓練等が適切に実施されているか」についてである。

- ・消防訓練の状況としては、法令規則に基づき約7割の施設が実施していた。
- 一方、実施していない理由を確認したところ、コロナ禍を理由とする施設が大半を占めていた。

消防訓練は、消防法の規定により、定期的な実施が義務付けられており、コロナ禍を理由に免除されるものではなく、また、必ずしも消防署の立ち会いが必要でないことから、図上訓練や消火器具による模倣訓練等により実施することも可能であるため、消防署の立ち会いができないことを理由に安易に中止するのではなく、適切に実施することが必要である。

消防訓練を実施していない施設については、訓練実施の意義を十分理解し、早急に改善されたい。

・自然災害における訓練等の状況としては、市町村地域防災計画により要配慮者利用施設及び避難促進施設として定められている施設は40施設であり、うち利用者の避難の確保のための措置に関する計画については、約9割が作成済であり、また、避難訓練の実施については、約8割が実施していた。

利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成していない施設及び避難訓練を実施していない施設については、速やかな是正が必要である。

第四に「指定管理者制度が導入されている施設に係る安全管理について、所管部局と指定 管理者間の共有がされているか」についてである。

指定管理者制度が導入されている施設に係る安全管理における所管部局と指定管理者間の 共有の状況については、全ての施設において行われ、安全点検の実施状況や災害対応の取組 等が文書や所管部局の実地調査時に情報共有の場を設けて実施されていることから、引き続 き適切に情報共有を実施していくことが望ましい。

以上、改善等について意見を述べたところである。

今回の監査で、公の施設等を利用する道民等の安心・安全を確保し、生命等を守るために必要な安全管理をテーマとしたところであるが、関係法令等に基づいた様々な訓練等が実施されていない施設が見受けられるなど、是正等が必要なものが多数あった。

道においては、今回の監査結果等を真摯に受け止め、今後とも関係法令等を遵守し、適切な施設の安全管理対策に努めていくことを望むものである。

関係規定一覧

- ◇ 地方自治法 (昭和22年法律第67号)
- ◇ 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
- ◇ 学校保健安全法 (昭和33年法律第56号)
- ◇ 都市公園法 (昭和31年法律第79号)
- ◇ 消防法 (昭和23年法律第186号)
- ◇ 自動体外式除細動器(AED)設置登録情報の有効活用等について (平成27年8月25日厚生労働省医政局長通知)
- ◇ 自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)

(平成21年4月16日厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知)

- ◇ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)
- ◇ 水防法 (昭和24年法律第193号)
- ◇ 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)
- ◇ 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)

第2章 テーマ設定分以外の一般行政事務に係る監査

第1節 監査の着眼事項

組織、職員の配置、事務処理の手続、行政運営等の執行、その他必要な事項について、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点で監査を実施した。

第2節 監査結果等

- 1 特定個人情報を含む書類の保管が適切でないもの
 - (1)各所属において、特定個人情報を含む書類の写しを保管する場合は、紛失や盗難を防止するため、必ず施錠できるキャビネット、書庫、金庫等に入れ、施錠して保管することとされているが、施錠できないキャビネット等に保管しているものがあった。

(帯広児童相談所) (日高教育局)

(2)会計年度任用職員等の健康保険等の手続きを行うために提出を求めた個人番号の写し等については、この業務を所管する所属で保管することとされているが、 担当所属以外で施錠することなく保管されているものがあった。

(後志総合振興局)

2 個人情報の取扱いが適切でないもの

特別支援教育就学奨励費の申請に係る個人番号又は健康保険法等に掲げる健康保険 等の保険者番号等が記載されている本人等の確認書類の提出があった場合においては、 個人情報窓口(道立学校)で個人番号等がわからないように処理することとされてい るが、これを行っていなかった。

(網走養護学校)

3 自家用車の公用使用に係る手続きが適切でないもの

職員が自家用車を公用使用する場合は、あらかじめ、所属長に「公務(公用)に使用する自家用車届」を提出することとされ、また、届出(登録)済の自家用車を公用に使用しようとするときは、その都度、「自家用車の公用使用承認簿」により、その旨を申し出、承認を受けなければならないが、これらを行っていないものがあった。

(1)「公務(公用)に使用する自家用車届」が提出していないもの

(十勝総合振興局)

(旭川西高等学校)

(2)「自家用車の公用使用承認簿」により承認を受けていないもの

(十勝総合振興局)

(旭川西高等学校)

(礼文高等学校)

(利尻高等学校)

4 公用車の運転命令時における職員の飲酒状況の確認が適切でないもの

管理職員は、公用車を運転する全ての職員に対して、運転前の運転者への聞き取りによる飲酒事実及び運行前後の運転者の顔色、吐息の異常の有無等の飲酒状況を確認し、公用車運転に係る飲酒状況確認簿に記録することとされているが、これらを行っていなかった。

(石狩振興局)

(宗谷総合振興局)

(旭川子ども総合療育センター)

5 酒気帯び確認記録票に確認内容を記録していないもの

公用車を運転する前後は、酒気帯びの有無を確認し、確認者が酒気帯び確認記録票 にその内容を記録することとされているが、レンタカーを運転した際に、酒気帯びの 有無の確認は行っているが、内容を記録していないものがあった。

(警察本部)

6 郵便物の管理が適切でないもの

本庁等の職員は、公文書を常に丁寧に取り扱うとともに、その受渡しを確実に行い、 汚損し、又は紛失しないように万全の注意を払わなければならないとされているが、 郵便物を保管・管理する文書収発室について、盗難、流出等防止のための施錠がされ ておらず、執務時間中、開放された状態であった。

(留萌振興局)

7 北海道から市町村へ権限移譲した事務を誤って処理していたもの

電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)に基づく電気工事業の登録等に関する事務については、A市に権限を移譲されているのにもかかわらず、道が当該事務を行っていた。

(宗谷総合振興局)

8 遺失物事務に係る小切手の取扱いについて見直しを要するもの

警察署で行われている遺失物事務において、拾得金の保管については、北海道警察 遺失物事務取扱規程により指定金融機関等に当座預金として預託することとされ、当 該預託後に拾得金の所有権が道に帰属等した際は、指定金融機関等から購入した小切 手を交付するなどしている。

この小切手の保管管理については、同規程に定められているが、財務規則で定められている不正利用防止のための作成方法や使用確認などは同規程に定められておらず、警察署において、小切手の振出年月日が綴り順番を前後して使用しているなど小切手の保管管理等は十分とは言えない状況となっていたことから、小切手を使用する必要のない普通預金の決済専用口座に変更することや同規程等を改訂するなどにより、警察署において安全で統一的かつ経済的、効率的な拾得金の保管業務について見直しする必要がある。

(警察本部)